

令和 8 年 6 月八戸市議会定例会

提 出 議 案

(そ の 2)

6 月市議会定例会に付議すべき事件

議案第87号	八戸市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を 改正する条例の制定について	3
議案第88号	八戸市公共施設LED照明導入ESCO事業業務委 託契約の締結について	5

議案第87号

八戸市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年6月16日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等に係る公務災害補償の葬祭補償の額を引き上げるためのものである。

八戸市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

八戸市非常勤消防団員等公務災害補償条例（昭和31年八戸市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第18条中「315,000円」を「33万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の八戸市非常勤消防団員等公務災害補償条例（次項において「新条例」という。）第18条の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき理由が生じた八戸市非常勤消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき理由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき理由が生じた葬祭補償であって、改正前の八戸市非常勤消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第18条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第6条の規定による金額により支給されたもの（その額が66万円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第18条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

議案第88号

八戸市公共施設LED照明導入ESCO事業業務委託契約の締結について

八戸市公共施設LED照明導入ESCO事業業務について、別紙のように委託契約を締結する。

令和8年6月16日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

八戸市公共施設LED照明導入ESCO事業業務の委託契約を締結するためのものである。

- 1 委託内容 市が設置する公園その他の公共施設にL E D照明を導入し、及び本件事業に係る設備の維持管理をする業務
- 2 契約額 477,918,100円
- 3 期 間 契約締結の日から令和19年2月28日まで
- 4 契約者 八戸市長根四丁目3番25号
八戸電気工事業協同組合
理事長 河原木 琢 也

